

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

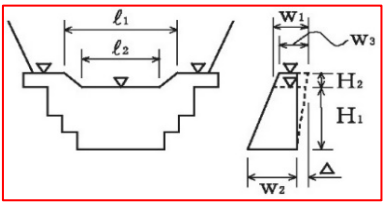
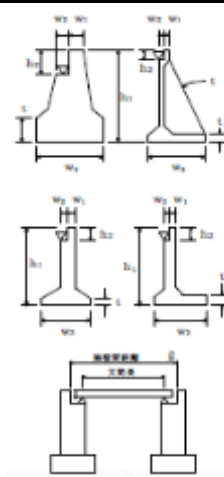
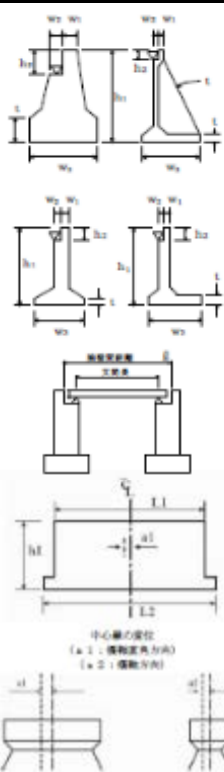
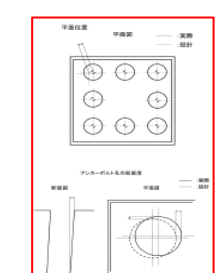
現行（令和3年11月）					改正（令和4年10月）					改定理由
出来形管理基準及び規格値 目次					出来形管理基準及び規格値 目次					
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】					新規追加
章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	1-6-7アスファルト舗装工 1-6-8半たわみ性舗装工 1-6-9排水性舗装工				第6節 一般舗装工	1-6-6 橋面防水工	シート系橋面防水層		43	
		下層路盤工		44		1-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		44	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		44		1-6-8半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		44	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		44		1-6-9排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		44	
		加熱アスファルト安定処理工		44			加熱アスファルト安定処理工		44	
		基礎工		45			基礎工		45	
		表層工		45			表層工		45	



令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)									改正 (令和4年10月)									改定理由																						
出来形管理基準及び規格値									出来形管理基準及び規格値																															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																			
3	1	12	1	1	1	casting fee (metal bearing work)	upper bridge axle and axle diameter length measurement	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。		出来形管理基準-60	3	1	12	1	1	casting fee (metal bearing work)	upper bridge axle and axle diameter length measurement	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) <i>ガス切断寸法を準用する。</i>		出来形管理基準-60	基準類の改定に伴う修正																	
							全移動量 $\phi$	$\phi \leq 300\text{mm}$	±2									※2) ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。	全移動量 $\phi$ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$				±2	※2) <i>片面のみの削り加工の場合も含む。</i>															
								$\phi > 300\text{mm}$	± $\phi/100$											※3) <i>ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。</i>																				
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ	±3										組立高さ H	上、下面加工仕上げ				±3	※4) <i>全移動量分の遊間が確保されているのかをする。</i>															
								コンクリート構造用	H ≤ 300mm ±3											H > 300mm (H/200+3) 小数点以下切り捨て				H ≤ 300mm ±3	H > 300mm (H/200+3) 小数点以下切り捨て	※5) <i>組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照</i>														
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1) ※2)	JIS B 0403 CT14										普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2) ※3)				JIS B 0403-1995 CT14																
								鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403 CT15											鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15																
								削り加工寸法	JIS B 0405 粗級											削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級																
								ガス切断寸法	JIS B 0417 B級											ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級																
							3	1	12									1	2	casting fee (large rubber bearing work)				w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		出来形管理基準-60	3	1	12	1	2	casting fee (large rubber bearing work)	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差  <i>詳細は道路橋支承便覧参照</i>		出来形管理基準-60	基準類の改定に伴う修正
																								500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%										500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%				
																								1500 < w, L, D	0 ~ +15										1500 < w, L, D	0 ~ +15				
厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5		厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5																																		
	20 < t ≤ 160	±2.5%			20 < t ≤ 160	±2.5%																																		
	160 < t	±4			160 < t	±4																																		
平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1		平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1																																		
	1000mm < w, L, D	(w, L, D)/1000			1000mm < w, L, D	(w, L, D)/1000																																		

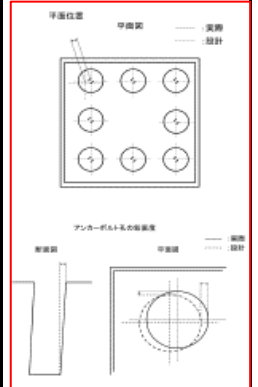
令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)									改正 (令和4年10月)									改定理由					
出来形管理基準及び規格値									出来形管理基準及び規格値														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要		
5	1	4	5		鋼製枠ダム本体工 (中詰め型)	基準高▽	±30	設計図に表示してある箇所で測定		出来形管理基準-83	5	1	4	5		鋼製枠ダム本体工 (不透過型)	堤 高▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規定値は適用しない。	出来形管理基準-83	基準類の改定に伴う修正		
						断面幅 a1 a2	-50																
						提敷幅 a3	-50																
						水通し幅 φ1 φ2	-50																
						提 長 L1 L2	-50																
8	3	4	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		出来形管理基準-113	8	3	4	8		橋台躯体工	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		出来形管理基準-113	基準類の改定に伴う修正	
						厚 さ t	-20																
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-10																
						天端幅 w2 (橋軸方向)	-10																
						敷 幅 w3 (橋軸方向)	-50																
						高 さ h1	-50																
						胸壁の高さ h2	-30																
						天端長 l1	-50																
						敷 長 l2	-50																
						胸壁間距離 Δ	±30																
						支間長及び中心線の変位	±50																
						支 承 部 の 箱 抜 き 規 格 値	計画高										-20~+10	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 番 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。  ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。					
							平面位置										±20						
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																						

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)										改正 (令和4年10月)										改定理由											
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要									
8	3	5	9	1	橋脚躯体 (張出式) (重力式) (半動式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		出来形管理基準-114	8	3	5	9	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		出来形管理基準-114	8	3	5	9	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		出来形管理基準-114	
						厚さ t	-20									厚さ t	-20									厚さ t	-20				
						天端幅 w1 (橋軸方向)	-20									天端幅 w1 (橋軸方向)	-20									天端幅 w1 (橋軸方向)	-20				
						敷幅 w2 (橋軸方向)	-50									敷幅 w2 (橋軸方向)	-50									敷幅 w2 (橋軸方向)	-50				
						高さ h1	-50									高さ h1	-50									高さ h1	-50				
						天端長 l1	-50									天端長 l1	-50									天端長 l1	-50				
						敷長 l2	-50									敷長 l2	-50									敷長 l2	-50				
						橋脚中心間距離 l0	±30									橋脚中心間距離 l0	±30									橋脚中心間距離 l0	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50									支間長及び 中心線の変位	±50									支間長及び 中心線の変位	±50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高									-20~+10	計画高									-20~+10	計画高				-20~+10
							平面位置									±20	平面位置									±20	平面位置				±20
							アンカーボルト孔の鉛直度									1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度									1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度				1/50以下

基準類の改定に伴う修正



令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)										改正 (令和4年10月)										改定理由											
出来形管理基準及び規格値										出来形管理基準及び規格値																					
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	概要									
8 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9 橋脚躯体工	2	橋脚躯体 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		出来形管理基準-115	8 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9 橋脚躯体工	2	橋脚躯体 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。  箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		出来形管理基準-115	8 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	9 橋脚躯体工	2	橋脚躯体 (ラーメン式)	厚さ t	-20	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>平面位置</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> </div>	基準類の改定に伴う修正
						天端幅 w1	-20																								
						敷幅 w2	-20																								
						高さ h	-50																								
						長さ l	-20																								
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$																								
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$																								
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高										-20~+10														
							平面位置										$\pm 20$														
							アンカーボルト孔の鉛直度										1/50以下														
ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜	計画高	-20~+10	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 規 格 値 の 平 面 位 置 は 省 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。  ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。</p>																												
	平面位置	$\pm 20$																													
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																													

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

<p style="text-align: center;">現行（令和3年11月）</p>	<p style="text-align: center;">改正（令和4年10月）</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p>
<p style="text-align: center;">品質管理基準及び規格値 目次</p>	<p style="text-align: center;">品質管理基準及び規格値 目次</p>	
	<p>4. 基礎工 ..... 17</p>	<p>新規追加</p>
	<p>5. 場所土工 ..... 18</p>	<p>新規追加</p>
	<p>6. 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式） ..... 18</p>	<p>新規追加</p>
<p>4 ~ 36</p>	<p>7 ~ 39 順次番号繰り下がり ..... 80</p>	

令和4年度 農林土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)								改正 (令和4年10月)								改定理由			
品質管理基準及び規格値								品質管理基準及び規格値											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
									4	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。			中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値または回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	新規追加	
									5	場所杭工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。			孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	新規追加	
									6	既製杭工（中掘り杭工）	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。			泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	新規追加 以下工種番号修正 (4)～(36) ⇒(7)～(39)	
35	施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合、監督員が1回以上確認するものとする。		38	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合、監督員が1回以上確認するものとする。		表記修正	
			引抜試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	監督員が2本以上確認するものとする。					施工	必須	引抜試験（受入れ試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	監督員が2本以上確認するものとする。	表記修正
			適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	監督員が2本以上確認するものとする。					その他	適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	監督員が2本以上確認するものとする。	表記修正	
36	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である	39	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である	基準類の改定による修正			



令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和3年11月）	改正（令和4年10月）	改定理由
写真管理基準	写真管理基準	
<p>1. 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農林土木工事施工管理基準に定める農林土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農林土木工事施工管理基準に定める農林土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。<b>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</b></p>	<p>基準類の改定に伴う修正</p>
<p>5. 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	<p>5. 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。<b>ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</b></p>	<p>基準類の改定に伴う修正</p>

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和3年11月）								改正（令和4年10月）								改定理由		
出来形管理写真撮影一覧表								出来形管理写真撮影一覧表										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目	摘要			
9 公園編	1 基盤整備	6 編柵工	5		編柵工	変更なし	写真管理-45	9 公園編	1 基盤整備	6 法面工	6		編柵工	変更なし	写真管理-45	仕様書の改定に伴う修正		
	2 植栽	5 樹木整枝工	3	1 2 3	基本選定 軽剪定 機械剪定		写真管理-47		3 緑地育成	4 樹木整姿工	3	基本選定 軽剪定 機械剪定	写真管理-47					
			4	1 2	手刈 機械刈		写真管理-47				4 5	手刈 機械刈	写真管理-47					
			5	1	樹勢回復		写真管理-47				5 樹木育成工	4	1 2		樹勢回復		写真管理-47	
				2	樹木修復		写真管理-47						3		樹木修復		写真管理-47	
	3 施設整備						写真管理-48～51		4 施設整備	(施設整備は3章⇒4章に移動)					写真管理-48～51			
		12 管理施設整備工	3	1	四阿基礎		写真管理-52			12 建築施設組立設置工	3	1			写真管理-52			

令和4年度 農林土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年11月)	改正 (令和4年10月)	
その他取扱基準	その他取扱基準	改定理由
レディーミクストコンクリート取扱基準	レディーミクストコンクリート取扱基準	
(全般) アルカリ骨材反応抑制対策	(全般) アルカリシリカ反応抑制対策	基準類の改定による
セメントコンクリート製品取扱基準	セメントコンクリート製品取扱基準	
(全般) JIS A 5345	(全般) JIS A 5372	JISの統廃合による
盛土材料取扱基準	盛土材料取扱基準	
<p>8. 品質管理</p> <p>工事施工現場における品質管理は、下記のとおりとする。</p> <p>1) 路床盛土工</p> <p>(1) 現場に搬入された路床材料1,000m3につき1回の割り、土の粒度、土の含水量の測定を行う。(1回目は工事の初期に行う)</p> <p>(2) 仕上がり数量500m3につき1回(1回は3個の資料採取)の割り、路床工の中間層の仕上がり面で現場密度の測定を行う。</p> <p>(3) 路床仕上げ後、全幅全区間についてブルーフローリングを行い支持力の均一性を照査し、不良箇所がないことを確認する。</p> <p>2) 路体盛土工</p> <p>(1) 仕上がり数量1,000m3につき1回(1回は3個の資料採取)の割り、路体工の中間層の仕上がり面で現場密度の測定を行う。</p> <p>(2) 密度管理が不適当な場合は、土の粒度、土の含水量の測定を路床土に準じて行い設計図書に規定する締固め機械の機種、締固め回数などの工法規定方式とする。</p>	<p>8. 品質管理</p> <p>工事施工現場における品質管理は、下記のとおりとする。</p> <p>1) 路床盛土工</p> <p>(1) 仕上がり数量500m3につき1回(1回は3個の資料採取)の割り、路床工の中間層の仕上がり面で現場密度の測定を行う。</p> <p>(2) 路床仕上げ後、全幅全区間についてブルーフローリングを行い支持力の均一性を照査し、不良箇所がないことを確認する。</p> <p>2) 路体盛土工</p> <p>(1) 仕上がり数量1,000m3につき1回(1回は3個の資料採取)の割り、路体工の中間層の仕上がり面で現場密度の測定を行う。</p>	施工管理基準と整合
小規模工事事務取扱要領	小規模工事事務取扱要領	
<p>2 適用範囲</p> <p>(1) 静岡県(農林土木工事に限る)が施行する当初請負代金額が2,000万円未満の土木工事(以下「小規模工事」という。)に適用する。</p> <p>(その他全般)</p> <p>請負代金額500万円以上2,000万円未満</p>	<p>2 適用範囲</p> <p>(1) 静岡県(農林土木工事に限る)が施行する当初請負代金額が3,500万円未満の土木工事(以下「小規模工事」という。)に適用する。</p> <p>(その他全般)</p> <p>請負代金額500万円以上3,500万円未満</p>	要領の変更に伴う改正